

奈良県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	津山 隆良	葛城市南花内二二
〃	堀内 久司	〃 三一
〃	松田 保	北葛城郡広陵町馬見北七丁目四―六―一〇
〃	西尾 一恵	葛城市南花内四六―一
〃	堀内 久義	〃 五四―一
監事	後岡 ユキエ	〃 二八八―五
〃	馬林 キヨ子	〃 一四一―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	平川 守弘	葛城市南花内二〇
〃	堀内 忠樹	〃 五一
〃	山本 俊治	〃 三五
〃	湊打 清	〃 一四―二
〃	吉村 徳雄	〃 三七―一
監事	堀内 克子	〃 一四〇
〃	村田 昌美	〃 一六七―二